

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	2022年3月30日
【会社名】	初穂商事株式会社
【英訳名】	HATSUHO SHOUJI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 悟
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目14番21号
【電話番号】	052 - (222) - 1066 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理室長 成田 哲人
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目14番21号
【電話番号】	052 - (222) - 1066 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理室長 成田 哲人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年3月29日開催の当社第64回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき70円

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、下記の理由により、定款の一部を変更するものであります。

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、齋藤 悟、志岐 義幸、伊藤 人勝、月東 達也、渋川 信幸、丹羽 正夫の6名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、齋藤 豊、磯部 隆英、森 美穂の3名を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）とするものであります。

なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とするものであります。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本株主総会の終結の時をもって退任されました伊藤 孔一氏に対し、在任中の功労に報いるため、退職慰労金を贈呈することを決議するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	11,801	125	0	(注)1	可決(98.5%)
第2号議案	11,799	127	0	(注)2	可決(98.4%)
第3号議案					
斎藤 悟	11,801	125	0	(注)3	可決(98.5%)
志岐 義幸	11,801	125	0		可決(98.5%)
伊藤 人勝	11,801	125	0		可決(98.5%)
月東 達也	11,801	125	0		可決(98.5%)
渋谷 信幸	11,801	125	0		可決(98.5%)
丹羽 正夫	11,799	127	0		可決(98.4%)
第4号議案					
斎藤 豊	11,805	121	0	(注)3	可決(98.5%)
磯部 隆英	11,805	121	0		可決(98.5%)
森 美穂	11,804	122	0		可決(98.5%)
第5号議案	11,793	133	0	(注)1	可決(98.4%)
第6号議案	11,788	138	0	(注)1	可決(98.4%)
第7号議案	11,770	156	0	(注)1	可決(98.2%)

- (注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上